

居宅サービス計画作成依頼届出書の提出については、下記のとおりとします。

作成依頼届出書

1. 新規に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターで計画作成することとなった場合
 - (1) 介護サービスを利用していなかった方が、新規に利用開始する場合
 - (2) 自己作成プランによってサービスを利用していた方が、包括または事業所と契約した場合

作成依頼変更届出書

1. 居宅介護支援事業所を変更した場合
2. 要介護⇔要支援の要介護区分変更に伴い、包括支援事業所⇔居宅介護支援事業所が変わった場合
3. 小規模多機能居宅介護サービス・看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を開始した場合
4. 小規模多機能居宅介護サービス・看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を終了した場合
(在宅サービスの利用を開始する為、新たに居宅介護支援事業所または包括支援センターと契約)

作成依頼終了届出書

1. 医療入院によって契約を解除した場合
2. 施設入所によって契約を解除した場合
3. 要介護認定の期限が切れたことに伴い契約を解除した場合
4. 介護サービスを使用しなくなることに伴い契約を解除した場合
5. 自己作成プラン(※)によって介護サービスを利用することになり、契約を解除した場合

※別途「介護保険に係る給付管理業務(自己作成扱い)依頼届出書」等の提出も必要となります。

死亡
転出



終了届の提出は不要です

※介護保険資格喪失日付けでの作成終了扱いとなります。